

白岡市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、管理者が指定した排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(1) <u>管理者が定める軽微な工事</u></p> <p>(2) <u>災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第38条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>災害等</u>のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事<u>（管理者が定める軽微な工事を除く。）</u>は、管理者が指定した排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第38条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>非常災害</u>のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p>